

株 主 各 位

東京都大田区南雪谷2丁目17番8号
サンユー建設株式会社
取締役社長 馬 場 宏二郎

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及びご関係者の皆様、また感染症の拡大による影響を受けられている皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「緊急事態宣言」の発出や「まん延防止等重点措置」の適用等、各種対策が実施されてきましたが、依然として感染拡大への警戒を怠れない状況が継続しています。この事態を受けて慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都大田区南雪谷2丁目17番8号
サンユー建設株式会社 本社ビル5階会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください) |

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監
査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

◎計算書類・連結計算書類の一部インターネットによる開示事項

本招集ご通知において提供すべき書面のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及
び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.sanyu-co.co.jp>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通
知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類
及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合及び今
後の状況変化によって、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社
ウェブサイト (<https://www.sanyu-co.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださ
いませうようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、2018年か
ら株主総会におけるお土産の配布をとりやめさせていただいております。何卒ご理解くだ
さいませうようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総
会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせて
いただく可能性があります。

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

〈株主様へのお願い〉

- 本株主総会における議決権行使は、書面による方法が可能となっておりますので、新型コロナウイルス感染リスクを低減するため、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくなど、議決権を事前に行使していただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- 株主総会にご出席を検討されている株主様は、当日の健康状態に十分ご留意いただき、特にご高齢の方、体調に不安のある方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は本総会への出席を見合わせることをご検討ください。

〈本総会における当社の対応及びご来場される株主様へのお願い〉

- ご出席の株主様との懇親会はございません。
- 会場建物入口及び会場受付に株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、適宜ご利用ください。
- ご来場の株主様はマスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 会場受付で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的利益還元という経営政策並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当は次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金15円

この結果、中間配当金（1株につき10円）を含めました当期の年間配当金は1株につき金25円となります。

なお、期末配当金の配当総額は53,774,520円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るために、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の一部を削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。
- (3) 当社の役付取締役の現状に即し、役名・人数を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土木・建築並びに設計・工事監理 その他建設工事全般に関する請負及び受託 ②金属製品製造業（金属打抜・板金業及び消防用機械器具製造） ③不動産の売買・仲介・賃貸借及び管理 ④<u>損害保険代理業・生命保険の募集に関する業務</u> ⑤<u>学習塾、カルチャー教室等のコンサルティング及び経営</u> ⑥エレベーターの製造、販売並びに据付工事 ⑦ホテル、旅館の経営 ⑧その他前各号に付帯する事業 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土木・建築並びに設計・工事監理 その他建設工事全般に関する請負及び受託 ②金属製品製造業（金属打抜・板金業及び消防用機械器具製造） ③不動産の売買・仲介・賃貸借及び管理 (削 除) (削 除) ④エレベーターの製造、販売並びに据付工事 ⑤ホテル、旅館の経営 ⑥その他前各号に付帯する事業

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>2. 代表取締役は取締役会の決議により選定する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定するほか、<u>取締役副社長1名、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>2. 代表取締役は取締役会の決議により選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則) <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第1条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定に関わらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	馬場 宏二郎 (1976年10月29日生)	1999年4月 株式会社富士工入社 2002年12月 当社入社 2010年6月 当社取締役企画開発部長 2011年6月 当社専務取締役 2014年6月 当社代表取締役社長（現任）	75,719株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 馬場宏二郎氏は、2010年6月から取締役として当社経営に従事し、2014年6月から代表取締役として、当社事業・業務全般に関する豊富な知識・経験をもとに、経営の指揮・監督を適切に行っております。代表取締役としての職責を十分に果たしていることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	馬場 雄一郎 (1971年1月20日生)	1996年3月 株式会社パオ設計入社 1998年8月 当社入社 2004年12月 当社取締役企画部長 2006年7月 当社取締役総務部長 2012年4月 当社取締役総務部長兼設計部長 2014年6月 当社常務取締役 総務部門・金属製品部門担当 2016年6月 当社専務取締役 2018年4月 行方建設株式会社取締役（現任） 2018年6月 当社代表取締役専務 2020年6月 当社代表取締役副社長（現任）	80,408株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 馬場雄一郎氏は、2004年12月から取締役として当社経営に従事し、当社での豊富な経営経験及び当社事業全般にわたる多様な業務知識をもとにその役割・責務を果たしているほか、2020年6月からは代表取締役副社長としての職責を果たしていることから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	<small>きよもと たかし</small> 清本 孝敏 (1954年5月21日生)	1981年7月 当社入社 2010年4月 当社建築部長 2012年6月 当社取締役建築部長 2014年6月 当社取締役建築部長兼設計部長 2017年4月 当社取締役建築部長 2020年6月 当社常務取締役 建築営業部門 担当 2021年6月 当社常務取締役 建築部門担当 (現任)	5,522株
〈取締役候補者とした理由〉 清本孝敏氏は、当社において、長年にわたり建築工事部門に携わり、現在は常務取締役として建築関連部門全体を統括して当社経営を担っており、豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	<small>おおとも まさひろ</small> 大友 正弘 (1962年1月13日生)	1981年6月 当社入社 2014年4月 当社第二工事部長 2014年6月 当社取締役第二工事部長 2020年6月 当社取締役建築部長 (現任)	7,086株
〈取締役候補者とした理由〉 大友正弘氏は、当社において、長年にわたり建築工事部門に携わり、現在は取締役建築部長として当社経営を担っており、豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	<small>むらやま たいいち</small> 村山 泰一 (1963年10月19日生)	1989年4月 大匠建設株式会社入社 1992年6月 同社常務取締役 1999年11月 同社代表取締役 2010年4月 株式会社オンダリハウス入社 建築営業部長 2012年9月 当社入社 2012年10月 当社住宅事業部長 2016年6月 当社取締役住宅事業部長兼 不動産部長 (現任)	5,285株
〈取締役候補者とした理由〉 村山泰一氏は、複数社において長年にわたり建設業・不動産業に携わり、現在は取締役住宅事業部長兼不動産部長として当社経営を担っており、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	<small>しも せ がわ やすし</small> 下瀬川 泰 (1969年10月21日生)	1990年4月 当社入社 2015年4月 当社経理部長 2018年4月 当社執行役員経理部長 2020年4月 当社執行役員財務部長 2020年6月 当社取締役財務部長(現任)	5,188株
	〈取締役候補者とした理由〉 下瀬川泰氏は、当社において、長年にわたり経理・財務部門に携わり、現在は取締役財務部長として当社経営を担っており、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
7	<small>は せ がわ てつ お</small> 長谷川 哲夫 (1969年3月18日生)	1992年4月 株式会社東京相和銀行入行 2001年2月 当社入社 2015年4月 当社総務部長 2018年4月 当社執行役員総務部長 2020年6月 当社取締役総務部長(現任)	5,097株
	〈取締役候補者とした理由〉 長谷川哲夫氏は、当社において、長年にわたり総務・人事部門に携わり、現在は取締役総務部長として当社経営を担っており、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	ながつか よしとも 永塚 良知 (1965年3月30日生)	1996年4月 第一東京弁護士会登録 1996年4月 宮内・田坂法律事務所入所 2009年4月 東京地方裁判所 民事調停員 (現任) 2010年3月 永塚パートナーズ法律事務所開所 2012年5月 公益財団法人日弁連交通事故相談 センター本部監事 2013年7月 日章鋳螺株式会社社外監査役 (現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2017年4月 第一東京弁護士会副会長 2017年4月 関東弁護士会連合会常務理事 2019年2月 日本弁護士連合会事務次長 2021年2月 日本弁護士連合会事務総長付 特別囑託 2021年3月 オンコリスバイオフィーマ株式会社 社外監査役(現任) 2021年6月 日本金属株式会社社外取締役(現 任) 2021年9月 光和総合法律事務所パートナー弁 護士として入所(現任)	—
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉 永塚良知氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
9 新任	ほそぶち ひでお 細渕 英男 (1956年2月22日生)	1981年4月 株式会社間組入社 (現株式会社安藤・間) 2011年4月 同社東京建築支店副支店長 2014年4月 同社執行役員 建築事業本部副本部長 兼 建築事業企画部長 2016年6月 同社取締役常務執行役員建築事業本部長 2018年6月 安藤ハザマ興業株式会社 代表取締役社長就任 2021年6月 同社顧問(現任) 2022年6月 同社顧問退任予定	—
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉 細渕英男氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から取締役会等においてご発言をいただくとともに取締役の業務執行につき監督していただくことを期待します。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永塚良知氏及び細渕英雄氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第26条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、永塚良知氏は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者である細渕英男氏の選任が承認された場合、当社との間で上記と同じ責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告23頁をご参照ください。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
1	宇高 稚彦 (1954年2月23日生)	1978年4月 東調布信用金庫（現芝信用金庫） 入庫 1999年4月 鶉の木支店支店長 2001年4月 御岳山支店支店長 2005年7月 鴨居支店支店長 2011年7月 大森駅前支店支店長 2016年7月 雪が谷支店支店長 2018年6月 当社常勤監査役（現任）	—
<p>〈監査役候補者とした理由〉 宇高稚彦氏は、長年にわたり金融機関で培ってきた財務等に関する豊富な経験と知見を活かし、当社経営について適切な監査を行っていただけるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	工藤 隆志 (1946年11月14日生)	1965年4年 仙台国税局 1966年3月 横浜中税務署 以降東京国税局及び首都圏 税務署12署歴任 2005年7月 大曲税務署署長 2006年7月 大曲税務署退官 2007年1月 当社顧問税理士 2009年6月 当社顧問税理士契約満了 2009年6月 当社社外監査役（現任） 2020年2月 株式会社イタガキ計算センタ ー 代表取締役（現任）	—
<p>〈社外監査役候補者とした理由等〉 工藤隆志氏は、税理士としての税務及び会計に関する知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年になります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3 新任	千葉 進 (1956年12月4日生)	1975年4月 国税局入局 以後東京国税局及び税務署歴任 2012年7月 八戸税務署署長 2013年7月 東京国税局 2016年7月 品川税務署署長 2017年7月 品川税務署退官 2017年8月 千葉進税理士事務所開所	—
<p>〈社外監査役候補者とした理由等〉</p> <p>千葉進氏は、税理士としての税務及び会計に関する知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 工藤隆志氏及び千葉進氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第33条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、宇高稚彦氏及び工藤隆志氏は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。また、社外監査役候補者である千葉進氏の選任が承認された場合、当社との間で上記と同じ責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告23頁をご参照ください。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において補欠監査役に選任された鹿澤裕聖氏及び福田晴夫氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ふりがな 古田 善彦 (1952年11月21日生)	1975年4月 三菱信託銀行株式会社入社 (現三菱UFJ信託銀行株式会社) 2000年10月 同行法人業務部長 2002年10月 同行人材開発室長 2005年4月 株式会社宗屋取締役 2006年6月 ソマール株式会社監査役 2018年7月 当社不動産業務担当部長(現任)	669株
〈補欠の監査役候補者とした理由〉 古田善彦氏は、大手金融機関等で培ってきた経営・財務等に関する豊富な経験と知見を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。			
2	ふくだ 晴夫 福田 晴夫 (1960年3月4日生)	1984年10月 監査法人中央会計事務所入所 1988年3月 公認会計士登録 1989年1月 福田公認会計士事務所開所 (現任)	—
〈補欠の社外監査役候補者とした理由等〉 福田晴夫氏は、公認会計士としての会計に関する豊富な知識・経験等を、社外監査役に就任された場合に当社の監査体制の強化に活かしていただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田晴夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第33条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、各候補者が監査役に就任した場合には、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者が監査役に就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告23頁をご参照ください。

以上

(添付書類)

第73期 事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、持ち直しの動きがあるものの、新型コロナウイルス感染症が年間を通して影響し依然として予断を許さない状況が続いておりました。また、世界全体に影響を与えつつあるロシア・ウクライナ情勢を受けて原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等により世界経済は先行きに不透明さが増して推移しました。こうした状況の中、当社グループは、従業員及び関係先の健康と安全を最優先し、必要な対策を講じながら事業活動を進めて参りました。

建設業界におきましては、設備投資に持ち直しの動きがみられ、公共投資は高水準にあるものの、このところ弱含んで推移し、住宅建設においてもウッドショック等の資機材の高騰もあり、弱含んで推移しました。

ホテル業界におきましては、新型コロナウイルス感染症による影響は昨年に引き続き多大でありました。外国人の入国制限下での五輪開催や度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置による自粛ムードが定着し回復には時間がかかることが予想されます。

このような環境の中で、当社グループは、お客様の要望を具体的な形にして応えていくとともに、安定した利益を確保するために①建築事業における品質のさらなる向上、収益力の強化、②不動産事業における建物・宅地分譲の安定提供、③金属製品事業における製品開発及び利益体質の確立、④ホテル事業における安定したサービスの提供及び利益体質の強化を目標に掲げ全社一丸となり取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,119百万円(前年同期比8.3%増)、営業利益119百万円(前年同期比45.3%増)、経常利益174百万円(前年同期比10.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益131百万円(前年同期比224.3%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

[建築事業]

新型コロナウイルス感染症対策や資機材の高騰など厳しい受注環境の中、新規受注獲得及び既存顧客からの受注獲得、コスト削減に努力してまいりました結果、受注高8,693百万円(前年同期比78.5%増)、完成工事高5,936百万円(前年同期比22.8%増)、セグメント利益222百万円(前年同期比11.5%減)となりました。

[不動産事業]

都心近郊の宅地分譲販売（サンリーフ）では土地取得環境が変化し厳しい仕入れ状況にありました。不動産賃貸事業では堅調な収入を確保した結果、不動産事業収入1,417百万円（前年同期比29.0%減）、セグメント利益470百万円（前年同期比0.5%増）となりました。

[金属製品事業]

鋼製型枠パネルの売り上げは安定して推移したものの、全体としては昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた結果、金属製品売上高404百万円（前年同期比11.4%増）、セグメント利益2百万円（前年同期4百万円損失）となりました。

[ホテル事業]

新型コロナウイルス感染症の流行拡大を防ぐ対策で、度重なる緊急事態宣言などに伴い、1年を通して厳しい事業環境が続いた結果、ホテル事業売上高361百万円（前年同期比18.2%増）、セグメント損失143百万円（前年同期142百万円損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、624百万円であります。その主なものは、不動産2棟（東京都大田区）の購入費であります。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第70期 (2019年3月期)	第71期 (2020年3月期)	第72期 (2021年3月期)	第73期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
受 注 高	6,393	3,746	4,871	8,693
売 上 高	12,513	9,000	7,499	8,119
親会社株主に帰属する 当期純利益	779	450	40	131
1株当たり当期純利益	220円80銭	127円06銭	11円37銭	36円69銭
総 資 産	14,537	14,281	13,277	14,105
純 資 産	10,673	11,035	11,034	11,102

- (注) 1. 受注高の推移は建築工事の受注高であります。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を除いた株式数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、お客様の要望を具体的な形にして応えていくとともに、安定した利益を確保するために次の目標を掲げ、全社一丸となり努力してまいります。

- ①建築事業における品質のさらなる向上、収益力の強化。
- ②不動産事業における建物・宅地分譲の安定提供。
- ③金属製品事業における製品開発及び利益体質の確立。
- ④ホテル事業における安定したサービスの提供、安全安心してご利用を頂ける対応及び利益体質の確保。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
行方建設株式会社	1,000万円	100%	型枠大工工事業

(7) **重要な企業結合等の状況**

該当事項はありません。

(8) **主要な事業内容**（2022年3月31日現在）

事業部門	事業内容
建築	新築ビル、戸建住宅、改修工事他
不動産	売買、賃貸、仲介、企画
金属製品	中厚金属板加工、住宅用機材製造
ホテル	旅館、ホテル、簡易宿泊施設

(9) **主要な営業所及び工場**（2022年3月31日現在）

①当社

営業所	本社（東京都大田区）、関東営業所（埼玉県北足立郡伊奈町）、町田営業所（東京都町田市）、伊豆網代温泉松風苑（静岡県熱海市）、ビーグル東京 Hostel&Apartments（東京都大田区）、コレドール湯河原 Dog&Resort（神奈川県湯河原町）
工場	埼玉工場（埼玉県北足立郡伊奈町）、資材加工工場（東京都府中市）

②子会社

行方建設株式会社	本社（埼玉県川口市）、資材置場（埼玉県川越市）
----------	-------------------------

(10) **従業員の状況**（2022年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
145名（59名）	2名増（21名減）

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
131名（59名）	3名増（21名減）	46.7歳	11.6年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

(1) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(2) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
(2) 発行済株式の総数 4,000,000株 (自己株式 415,032株を含む)
(3) 株主数 906名
(4) 上位11名の株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人ホース未来福祉財団	400,000株	11.1%
(株)井門コーポレーション	258,700	7.2
馬場利明	208,900	5.8
(株)三菱UFJ銀行	175,900	4.9
秋山武男	171,400	4.7
村山祐子	163,500	4.5
秋山鉄工建設(株)	149,700	4.1
(株)フリーパネル	139,000	3.8
馬場邦明	111,330	3.1
(株)井門エンタープライズ	100,000	2.7
(株)カバロ企画	100,000	2.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を415,032株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に交付した譲渡制限付株式報酬の状況

役員区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 17,024株	7名

(6) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) **取締役及び監査役の状況**

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	馬場宏二郎	
代表取締役副社長	馬場雄一郎	
常務取締役	清本孝敏	建築部門
取締役	大友正弘	建築部長
取締役	村山泰一	住宅事業部長 兼 不動産部長
取締役	下瀬川泰	財務部長
取締役	長谷川哲夫	総務部長
取締役	永塚良知	弁護士
常勤監査役	宇高稚彦	
監査役	工藤隆志	税理士
監査役	菅野祥介	税理士

- (注) 1. 取締役永塚良知氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役永塚良知氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
3. 監査役工藤隆志氏及び菅野祥介氏は、社外監査役であり、工藤隆志氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役工藤隆志氏及び菅野祥介氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外役員の他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) **当事業年度中の取締役及び監査役の異動**

①就任

該当事項はありません。

②退任

2021年6月28日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役永武浩氏は退任いたしました。

③当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
清本孝敏	常務取締役 建築営業部門担当	常務取締役 建築部門担当	2021年6月28日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役永塚良知氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が自身の職務執行に起因して負担することになる争訟費用や法律上の損害賠償金を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為を起因とする損害等は、填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人数	報酬等の総額	基本報酬	株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	128百万円 (1百万円)	105百万円 (1百万円)	22百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5百万円 (1百万円)	5百万円 (1百万円)	(-) (-)
合計 (うち社外役員)	12名 (3名)	133百万円 (3百万円)	110百万円 (3百万円)	22百万円 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給人数には2021年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 当社は、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって取締役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
- これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、9百万円の役員退職慰労金を支給しております。

<上記報酬等に関する事項>

①株式報酬（非金銭報酬等）の内容

当社が導入している譲渡制限付株式報酬制度の内容は、取締役（社外取締役を除く）に対し企業価値の持続的な向上に資するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として割り当てるものです。

②取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2006年6月28日開催の第57回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該基本報酬とは別枠にて取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額について、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において、年額200万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2006年6月28日開催の第57回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年額150万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③取締役の個人別の報酬の内容についての決定方針に関する事項

i) 当該方針の決定方法

当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

ii) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、基本報酬とインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬で構成する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

各取締役の個人別の基本報酬については月例の固定報酬とし、人格、勤続年数、職務経験、業績、資格等の包括的な諸条件、また当社の企業価値向上に対する実効力を勘案し、各取締役の重点施策の推進状況を反映し、株主総会にて定められた範囲内で決定する。

譲渡制限付株式報酬については、取締役の役務と職務価値をもとに個人別の割当個数（株数）を取締役会で決定し、株主総会にて決議をいただいた範囲内で毎年一定の時期に付与する。

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の支給割合については、株主の皆様と各取締役が利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合とする。

- iii) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、公正性・透明性を確保するため、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、代表取締役副社長が報酬決定方針に基づく多角的な検討の結果作成した報酬原案を社長が承認していることから、取締役会も基本的にその原案を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の報酬等のうち、基本報酬については、個人別の具体的内容の決定を代表取締役社長馬場宏二郎に委任する旨の決議を取締役会にて行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。代表取締役副社長による多角的検討を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられています。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役永塚良知氏は、「光和総合法律事務所 パートナー弁護士」「東京地方裁判所 民事調停員」「日章鋳螺株式会社 社外監査役」「オンコリスバイオファーマ株式会社 社外監査役」「日本金属株式会社 社外取締役」であります。各団体及び法人と当社との間には特別な関係はありません。

② 特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	永 塚 良 知	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回（91％）に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地からの助言・提言を積極的に行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
社外監査役	工 藤 隆 志	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回（91％）、監査役会9回のうち9回（100％）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	菅 野 祥 介	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回（83％）、監査役会9回のうち9回（100％）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
20,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。当該金額について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行の状況や監査の品質等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行います。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理を尊重する行動ができるように会社の基本方針を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。各業務担当取締役は内部統制を推進するとともに法令遵守の教育・研修を継続的に実施し、法令遵守実効性の確保に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録等を含む）に記録・保存する事については当社の文書管理規程に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時これを閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係る当社のリスク管理については、担当部署にて規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・公開等を行うものとし、リスク状況の監視は取締役会により任命された内部監査責任者を中心とした内部監査チームが組織横断的にこれを行う。新たなリスクについては取締役会にて速やかに対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率化を図るため、取締役会を原則として月一回以上開催し、正確な情報の共有及び迅速な意思決定を行う。また、取締役会は会社全体の権限分配・意思決定ルールを策定し、各業務担当取締役は各部門の具体的な実効策を定め、改善の余地がある際には、改善を行うことにより会社全体の職務効率化を図る。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を主管する当社の役員が、子会社の経営会議に必要なに応じて出席し、その業務、取締役等の職務の執行状況、その他経営上の重要事項等の報告を受ける。また、子会社の役員は一定の重要事項について適時・適切に報告を行う体制とする。

この情報に基づき、当社は子会社のリスク評価等を行うほか、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

当社は、子会社における職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、会社の基本方針を企業集団で共有し、コンプライアンス意識の向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はその求めに応じ、使用人を置くこととし、監査業務を補助する範囲内においては、使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属し、取締役及び他の使用人は監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役の承認を得ることとする。

(7) **監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び子会社の役員及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれがある事実その他事業運営上の重要事項を適時・適切に報告し、内部監査チームは内部監査の結果を適時・適切な方法により監査役に報告する。なお、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を実施するとともに、監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役が当社の会計監査人や内部監査チームと定期的に情報交換をする他、監査業務に関する助言を受けるため、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を活用できる体制とする。監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) **反社会的勢力排除に向けた体制**

当社及び子会社は、健全な企業活動、市民社会の秩序や安全に障害や脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携し、毅然とした組織的対応をとることとする。

(10) **業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況**

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年5月19日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は上記(1)から(9)のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況については、定期的開催する取締役会において内部統制の運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況の報告や審議の充実により、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、コンプライアンスについては職種・職位に応じた教育・研修を実施することにより、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,217,819	流 動 負 債	1,979,512
現 金 預 金	4,150,115	工 事 未 払 金	908,404
受 取 手 形	47,048	買 掛 金	47,607
完成工事未収入金	753,493	短 期 借 入 金	220,175
不動産事業未収入金	5,343	リ ー ス 債 務	2,517
売 掛 金	102,404	未 払 法 人 税 等	70,149
商 品 及 び 製 品	22,245	未 成 工 事 受 入 金	362,035
未 成 工 事 支 出 金	36,685	賞 与 引 当 金	7,398
不動産事業支出金	994,100	完 成 工 事 補 償 引 当 金	400
原材料及び貯蔵品	61,438	工 事 損 失 引 当 金	28,357
仕 掛 品	9,160	そ の 他	332,467
そ の 他	35,782	固 定 負 債	1,023,471
固 定 資 産	7,887,469	長 期 借 入 金	132,309
有 形 固 定 資 産	7,317,383	リ ー ス 債 務	1,829
建 物 ・ 構 築 物	2,247,596	退 職 給 付 に 係 る 負 債	277,817
機 械 ・ 運 搬 具	76,323	預 り 保 証 金	565,837
工 具 器 具 ・ 備 品	11,972	そ の 他	45,677
土 地	4,948,679	負 債 合 計	3,002,984
リ ー ス 資 産	4,113	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	28,699	株 主 資 本	11,002,629
無 形 固 定 資 産	53,849	資 本 金	310,000
投 資 其 他 の 資 産	516,235	資 本 剰 余 金	318,869
投 資 有 価 証 券	339,633	利 益 剰 余 金	10,720,016
関 係 会 社 株 式	51,682	自 己 株 式	△346,257
長 期 貸 付 金	2,100	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	99,675
長 期 前 払 費 用	1,689	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	99,675
繰 延 税 金 資 産	76,624	純 資 産 合 計	11,102,304
そ の 他	44,504	負 債 純 資 産 合 計	14,105,288
資 産 合 計	14,105,288		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	5,936,751	
不 動 産 事 業 収 入	1,417,449	
兼 業 事 業 売 上 高	765,788	8,119,989
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	5,714,220	
不 動 産 事 業 原 価	947,271	
兼 業 事 業 売 上 原 価	907,409	7,568,901
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	222,530	
不 動 産 事 業 総 利 益	470,178	
兼 業 事 業 総 損 失	△141,620	551,088
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		432,001
営 業 利 益		119,087
営 業 外 収 益		
補 助 金 収 入	42,506	
受 取 利 息 配 当 金	10,057	
そ の 他	7,760	60,324
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,606	
リ ー ス 解 約 損	2,929	
そ の 他	0	4,535
経 常 利 益		174,875
特 別 利 益		
受 取 損 害 賠 償 金	17,330	17,330
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		192,206
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	64,570	
法 人 税 等 調 整 額	△3,686	60,883
当 期 純 利 益		131,322
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		131,322

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 本 計
当 期 首 残 高	310,000	317,865	10,678,062	△360,455	10,945,472
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△89,368		△89,368
親会社株主に帰属する当期純利益			131,322		131,322
譲渡制限付株式報酬		1,004		14,198	15,202
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	1,004	41,954	14,198	57,156
当 期 末 残 高	310,000	318,869	10,720,016	△346,257	11,002,629

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	88,825	88,825	11,034,298
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△89,368
親会社株主に帰属する当期純利益			131,322
譲渡制限付株式報酬			15,202
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,849	10,849	10,849
当 期 変 動 額 合 計	10,849	10,849	68,006
当 期 末 残 高	99,675	99,675	11,102,304

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,789,714	流動負債	1,805,252
現金預金	3,844,966	工事未払金	822,189
受取手形	47,048	買掛金	47,607
完成工事未収入金	673,397	短期借入金	200,000
不動産事業未収入金	5,343	リース債務	402
売掛金	102,404	未払金	87,188
商品及び製品	22,245	未払費用	28,526
未成工事支出金	36,685	未払法人税等	70,079
不動産事業支出金	994,100	未成工事受入金	332,885
原材料及び貯蔵品	21,341	預り金	30,293
仕掛品	9,160	前受収益	56,100
その他の	33,020	賞与引当金	4,287
固定資産	7,991,519	完成工事補償引当金	400
有形固定資産	7,263,044	工事損失引当金	28,357
建物・構築物	2,238,127	その他の	96,936
機械・運搬具	35,163	固定負債	884,138
工具器具・備品	11,972	退職給付引当金	277,817
土地	4,948,679	預り保証金	565,837
リース資産	402	その他の	40,483
建設仮勘定	28,699	負債合計	2,689,391
無形固定資産	50,915	(純資産の部)	
借地権	42,374	株主資本	10,990,674
ソフトウェア	5,410	資本金	310,000
その他の	3,130	資本剰余金	318,869
投資その他の資産	677,559	資本準備金	310,093
投資有価証券	332,390	その他資本剰余金	8,775
関係会社株式	222,878	利益剰余金	10,708,061
長期貸付金	420	利益準備金	77,500
長期前払費用	1,689	その他利益剰余金	10,630,561
繰延税金資産	76,624	別途積立金	7,200,000
その他の	43,557	繰越利益剰余金	3,430,561
資産合計	13,781,234	自己株式	△346,257
		評価・換算差額等	101,167
		その他有価証券評価差額金	101,167
		純資産合計	11,091,842
		負債純資産合計	13,781,234

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	5,169,264	
不動産事業収入	1,417,449	
金属製品売上高	404,558	
兼業事業売上高	361,230	7,352,502
売 上 原 価		
完成工事原価	5,027,426	
不動産事業原価	947,271	
金属製品売上原価	402,516	
兼業事業売上原価	504,892	6,882,106
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	141,837	
不動産事業総利益	470,178	
金属製品総利益	2,041	
兼業事業総損失	△143,662	470,395
販売費及び一般管理費		336,746
営業利益		133,648
営業外収益		
補助金収入	41,047	
受取利息配当金	9,797	
その他	1,505	52,350
営業外費用		
支払利息	1,343	
リース解約損	2,929	
その他	0	4,273
経常利益		181,726
税引前当期純利益		181,726
法人税、住民税及び事業税	64,500	
法人税等調整額	△3,686	60,813
当期純利益		120,912

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	310,000	310,093	7,771	317,865	77,500	7,200,000	3,399,017	10,676,517
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△89,368	△89,368
当 期 純 利 益							120,912	120,912
譲渡制限付 株式報酬			1,004	1,004				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	1,004	1,004	-	-	31,543	31,543
当 期 末 残 高	310,000	310,093	8,775	318,869	77,500	7,200,000	3,430,561	10,708,061

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△360,455	10,943,928	90,369	90,369	11,034,298
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△89,368			△89,368
当 期 純 利 益		120,912			120,912
譲渡制限付 株式報酬	14,198	15,202			15,202
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			10,797	10,797	10,797
当期変動額合計	14,198	46,746	10,797	10,797	57,544
当 期 末 残 高	△346,257	10,990,674	101,167	101,167	11,091,842

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

サンユー建設株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	神山俊一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	金井匡志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンユー建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンユー建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

サンユー建設株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	神 山 俊 一
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	金 井 匡 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンユー建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査機関その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

サンユー建設株式会社 監査役会

常勤監査役 宇 高 稚 彦 ㊞

社外監査役 工 藤 隆 志 ㊞

社外監査役 菅 野 祥 介 ㊞

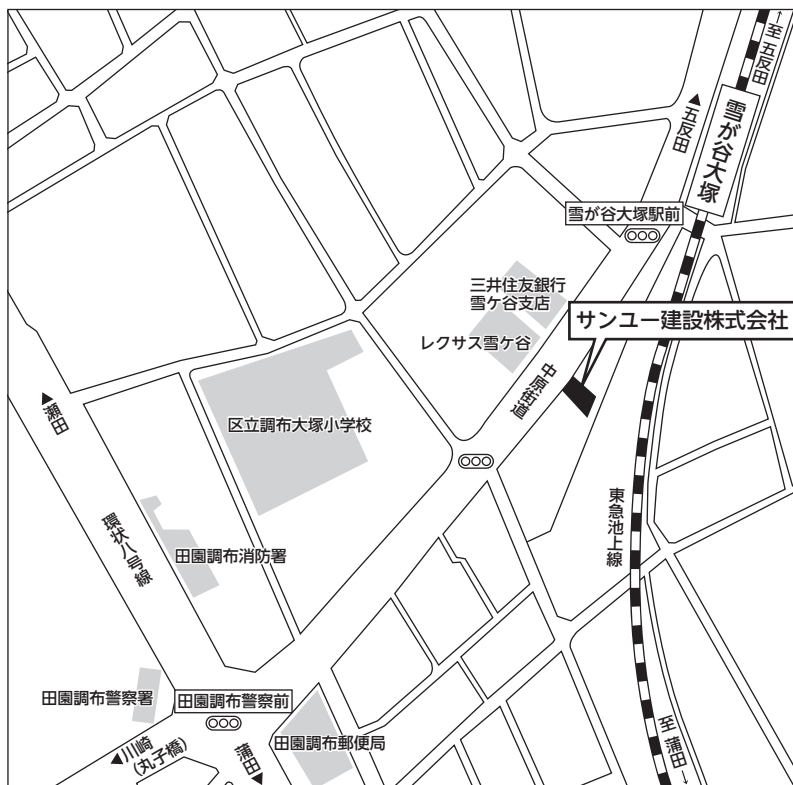
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都大田区南雪谷2丁目17番8号

サンユー建設株式会社 本社ビル5階会議室

- ・本総会における新型コロナウイルス感染リスクに伴う対策につきましては、本招集ご通知2～3ページをご確認いただけるようお願い申し上げます。
- ・2018年から株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



<最寄り駅>東急池上線「雪が谷大塚」駅 徒歩2分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。